

令和7年4月10日

保護者の皆様

大府市立吉田小学校

## 体育時の服装について

清明の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動に対して、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、体育時の服装について、本校では、下記のとおり指導いたします。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

### 記

#### 1 体育時の服装について

- ① 体育の授業は体操服で参加します。ただし、寒さに応じて、体操服の上に防寒着を着ることができます。
- ② 防寒着は、着脱が簡単で、安全に体育の授業を受けることができるものとします。  
(フード、ひも、ボタンなどの装飾がないもの)
- ③ 防寒着は、通学用に着てきたものとは別のもの(体育のために用意したもの)を着ます。
- ④ 防寒着でファスナーが付いているものは、ファスナーを閉じた状態で体育の授業を受けます。
- ⑤ 防寒着として、ジャージ等のズボンを履くことができます。その場合は、体育用のハーフパンツの上から履きます。
- ⑥ 体操服や防寒着は自分の体のサイズに合ったものを着ます。
- ⑦ 体操服の下の肌着については、基本的に保護者判断とします。ただし、体操服の下から肌着が出ないものを着ます。(半袖の体操着を着る場合は、長袖の肌着は着用しません。必要に応じて、着替え用の肌着を持たせてください。)
- ⑧ レギンスやタイツを着用して体育の授業には参加しません。  
※レギンスやタイツは、けがをした時やけがが疑われる時、その場で脱がしてけがの様子を確認することができないため禁止としております。

#### 2 その他

- ・ 赤白帽子や防寒着には記名をお願いします。
- ・ 運動するときは、肩より長い髪はしばっていただくようお願いします。
- ・ 体育のある日は、汗をかくため肌着の着替えを持たせることをおすすめします。
- ・ その他、身体的な事情等でご相談がある場合は、担任または養護教諭までご相談ください。
- ・ 吉田小学校ホームページの配付文書からも確認ができます。